

教育委員会提出議案

第29号議案

豊島区立学校教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

令和7年8月1日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

豊島区立学校教科用図書採択について

次のとおり、令和8年度に豊島区立学校特別支援学級で使用する教科用図書を採択するため、本案を提出する。

1. 根拠規定

豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則第2条及び豊島区立学校教科用図書採択事務要綱第2条による

2. 資料

別添のとおり

(説明)

令和8年度に小学校及び中学校の特別支援学級用として使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（以下「一般図書」という。）を採択するため、本案を提出いたします。

令和7年度 教科書展示会について

教科書展示会来場者数集計

※(長)…校(園)長、(員)…教員、教委…教育委員会関係、一般…保護者・一般

法定 展示	学校関係(校長・教員)									一 般			合計
	小(長)	小(員)	中(長)	中(員)	高(長)	高(員)	他(長)	他(員)	小計	教委	一般	小計	
6/13 ~ 6/28	1	5	0	1	0	0	0	0	7	1	8	9	16

* 受付簿及び来場者アンケートより集計した。

教科書展示会来場者の意見

* 区分は、「学校関係者」(小・中・高校、幼稚園等その他校(園)長・教員)、「一般」(保護者・一般・教育委員会関係者)で表示した。

* 来場者アンケートに基づき作成した。区分が未記入の場合は「一般」とした。

No	教科	出版社	ご意見(教科書について)	区分
1	家庭	山と溪谷社	日頃目にしない教科書だったので、興味深く見る事ができた。小学校家庭科はノウハウ本のように思え、やってみたいと思わせる内容だった。	一般
2	国語	東洋館出版社	1~10課までの実生活に大きく関わる部分と、11~16課の生活をより豊かにしてくれる部分を大きく分けてもよいのではないかと感じた。(同じ出版社の、同シリーズ数学のように)	一般
3	—	—	①平日の昼間に開いて、果たしてどんな人がどのくらい来られるのだろうか。(もっと遅めの時間でもいいと思った。) ②「区立中学校使用」の机に、高等部向けのテキストと、小学生向けのテキストも置いてあり、少し混乱してしまった。(説明がほしい。) ③アンケート用の消しゴムがほしい。	一般
4	—	—	たまたま寄っただけだったが、非常によい体験をした。もっと多くの人に知ってもらいたい。	一般
5	算数	学研	頭の中だけでなく実際に手を動かして理解できる事はとても大事であり、良い教科書だ。	一般
6	—	—	平日18時頃まで展示してあると良いと思う。	一般
7	英語	創英社	CDでなく、タッチすると音(発音)が出るタイプのペン(?)を使えると、興味を示した単語がすぐに判るので、そのようなものを使用できるようにしてみたらどうか。	一般
8	—	—	大変面白かった。こういった展示を増やしてほしい。	学校関係者

令和 8 年度使用

教科用図書選定資料

〔特別支援学級 小学校 一般図書〕

令和 7 年 7 月

令和 7 年度豊島区立学校教科用図書選定委員会

小学校 一般図書 選定資料

1 継続 6冊

教科名	発行者	図書名	発行年	定 価	使用学年	調査・研究内容
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編2 (改訂版) (ひらがなの読み書き)	2008年	1,210円	1～2年	絵カードでの語彙指導及びひらがなの読み書き、文字を単語として捉える学習の指導が可能であり、児童の実態に合わせて、段階的に言語活動の指導ができる。
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」2 (改訂版) (かたかな・かん字の読み書き)	2008年	1,210円	1～3年	片仮名、漢字の読み書き学習の指導が可能であり、児童の実態に合わせて、段階的に言語活動の指導ができる。
国語	講談社	4・5・6さいのきもちをつたえる ことばえほん	2014年	1,980円	1～3年	それぞれの言葉について、使い方や詩などの文章も書かれており、国語だけでなく、SSTなどでも活用できる。
書写	戸田デザイン研究室	あいうえおえほん	1982年	1,980円	1～2年	イラスト、文字がはっきりと書いてある。余計な情報がないため、児童が注視しやすい。
算数	日本教育研究出版	ひとりだちするための算数・数学	2014年	1,760円	6年	本文の全てのページにルビが振ってある。電車に乗る、買い物をするなどの実生活に必要な算数の学習ができる。イラストが多く、児童にわかりやすい。算数で学んだことが生活に活用され、必要性や利便性を理解できる。
算数	学研	さわって学べる算数図鑑	2015年	2,750円	5～6年	数の概念、加減積の基礎計算、図形や分数の考え方等について、見たり触って動かしたりと感覚的に学べる仕掛けが多用してあり視覚的に学べる本である。立体も実際に組み立てられるようになっており、分かりやすい。高学年が、既習事項の確認や学習したことの復習に使用できる。

2 削除 7冊

国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編1 (改訂版) (表象形成・音韻形成・発声・発音)	2008年	1,210円	1～2年	段階的な言語活動の指導と関連付けを図ることができる。絵での学習が中心。文字を未学習、書字が苦手な児童であっても、絵を見ながら音声言語での指導が可能だが、一部現在の生活に合わないイラストがある。
----	-----	--	-------	--------	------	--

国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」1 (改訂版) (ひらがなのことば・文・文章の読み)	2008年	1,430円	1～3年	段階的な言語活動の指導と関連付けを図ることができる。教材文の読み取り、簡単な質問に答える学習の指導が可能だが、一部表現に問題がある。
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3 (改訂版) (文章を読む、作文・詩を書く)	2008年	990円	3～6年	段階的な言語活動の指導と関連付けを図ることができる。簡単な教材文の読み取り、音読、作文、敬語の学習の指導が可能だが、一部適切でない表現がある。
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「国語」4	2005年	1,210円	3～6年	段階的な言語活動の指導と関連付けを図ることができる。物語文と説明文の読み取り、あらすじを捉え、要点をつかむ学習、敬語の使い方、作文の指導が可能だが、一部適切でない表現がある。
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「国語」5	2005年	1,210円	3～6年	段階的な言語活動の指導と関連付けを図ることができる。詩や伝記の読み取り、作文、慣用句、反対語の学習、及びアルファベットや英単語の学習指導が可能だが、一部適切でない表現がある。
国語	戸田デザイン研究室	よみかた絵本	1993年	1,980円	1～2年	発展的な言語活動の指導と関連付けを図ることができるが、一部適切でないイラストがある。
家庭	山と溪谷社	家庭科の教科書 小学校低学年～高学年用	2008年	1,980円	5～6年	食・衣・住の3つのパートに分かれており見やすくなっているが、生肉を扱うなど、学習指導要領で留意していることを超えた内容になっている。

3 新規 0冊

令和 8 年度使用

教科用図書選定資料

〔特別支援学級 中学校 一般図書〕

令和 7 年 7 月

令和 7 年度豊島区立学校教科用図書選定委員会

中学校 一般図書 選定資料

1 継続 3冊

教科名	発行者	図書名	発行年	定 価	使用学 年	調査・研究内容
国語	東洋館 出版社	改訂新版 くら しに役立つ国語	2024年	1,650円	全学年	自立した社会生活に必要な知識や技能 (自己紹介、会話力等)について具体的 に触れ、内容が豊富で適切な量である。
数学	東洋館 出版社	改訂新版 くら しに役立つ数学	2024年	1,650円	全学年	自分の身の回りのこと、毎日の生活の こと、学校生活のこと、暮らしのこと について扱っており、数学的な知識や 技能等が学習できる。
職業・ 家庭	日本教 育研究 出版	ひとりだちする ための進路学習 ーあしたへのス テッパー	2017年	1,760円	全学年	キャリア教育の視点からも。自分自身 のこと、就職、社会人生活等、自律と 社会参加のために必要な事柄について 学習できる。

2 削除 8冊

国語	同成社	ゆっくり学ぶ子 のための「国語」 4	2005年	1,210円	全学年	読み、書き(作文)、言葉・文法等、基 礎的な内容を言語的実態に応じて指導 ができるように構成されている。
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子 のための「国語」 5	2005年	1,210円	全学年	読み、書き(作文)、言葉・文法等、基 礎的な内容を言語的実態に応じて指導 ができるように構成されている。
数学	同成社	ゆっくり学ぶ子 のための「さん すう」5	1991年	1,210円	全学年	お金の計算や単位の換算等、生活に身 近な事柄を文章題にして多く取り上げ ている。
保健 体育	大修館 書店	ステップアップ 中学体育	2025年	845円	全学年	基礎的・基本的な事項を重視しつつ、 スポーツを安全におこなうための方法 について、記載されている。生活年齢 に適した内容である。
職業・ 家庭	全国特 別支援 教育・ 知的障 害教育 研究会	夢を育む技術、 職業 未来に向 かって	2016年	1,980円	全学年	単元ごとのねらいや学習の振り返りポ イントが枠組みでわかりやすく示され ている。

職業・ 家庭	全国特 別支援 教育・ 知的障 害教育 研究会	共に生きる家庭 科 自立を目指 して	2016年	1,980円	全学年	单元ごとのねらいや学習の振り返りポ イントが枠組みでわかりやすく示され ている。
英語	創英社 ／三省 堂書店	New ABC of ENGLISH 単語編 新装改訂新版	2004年	1,026円	全学年	子供の身近な言葉、乗り物や宇宙など に関する、約700語が収録されてお り、それらの学習で簡単な会話の連取 ができるようになっている。
英語	創英社 ／三省 堂書店	New ABC of ENGLISH 基本編 新装改訂新版	2004年	1,026円	全学年	家庭や学校など身近な場面での英会話 表現を集めた、聞くこと、話すことを 重視したテキストである。

3 新規 0冊

豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則

平成 12 年 3 月 31 日
教育委員会規則第 17 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。)第 21 条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号。)第 14 条の規定に基づき、区立学校において使用する教科用図書の採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定める。

(採択の方針)

第 2 条 豊島区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教科用図書についての調査研究を行い、区立学校の教科用図書を採択する。

(組織の設置)

第 3 条 教科用図書の採択を円滑に行うため、教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 専門的事項を調査・研究させるため、選定委員会のもとに次の部会を設置する。

(1) 教科用図書調査部会

(2) 特別支援学級教科用図書調査部会

3 教科用図書調査部会は、小学校及び中学校の各教科ごとに設置する。

(平 19 教委規則 18・一部改正)

(任務)

第 4 条 選定委員会は、教育委員会の下命を受けて別に定める選定項目に基づいて種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。)ごとに教科用図書の選定資料を作成し、教育委員会に報告する。

2 教科用図書調査部会は、選定委員会の指示に基づき、次の事項を担当する。

(1) 教科書センター展示本、採択用教科書見本、編集趣意書等の調査・研究に関すること。

(2) 教科用図書の調査・研究結果についての資料作成及び報告に関すること。

3 特別支援学級教科用図書調査部会は、選定委員会の指示に基づき、次の事項を担当する。

(1) 学校教育法附則第 9 条による図書の調査・研究に関すること。

(2) 学校教育法附則第 9 条による図書の調査・研究結果の資料作成及び報告に関すること。

(平 19 教委規則 18・平 20 教委規則 19・一部改正)

(構成員)

第 5 条 第 3 条に定める組織の構成員は次のとおりとする。ただし、教科用図書の採択に利害関係がない者とする。

(1) 選定委員会は、教育職員、教育委員会事務局職員及び保護者等をもって組織するものとし、教育委員会が決定する。

(2) 教科用図書調査部会及び特別支援学級教科用図書調査部会は、教育職員をもって組織し、豊島区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が指名する。

(平 19 教委規則 18・一部改正)

(任期)

第 6 条 構成員の任期は、採択替えの年度の 4 月 1 日から 8 月 31 日までとする。

(平 17 教委規則 18・一部改正)

(情報公開)

第 7 条 教科用図書採択の公正を確保するため、第 3 条に定める組織の審議の過程及び当該組織の構成員の氏名等は、採択が終了するまで非公開とする。

(平 14 教委規則 16・一部改正)

(委任)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 8 月 30 日教委規則第 16 号)

この規則は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 28 日教委規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 28 日教委規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月 2 日教委規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

豊島区立学校教科用図書採択事務要綱

〔平成22年4月27日〕
〔教育長決定〕

制定 平成12年3月31日
全部改正 平成21年4月27日
改正 平成21年5月14日
全部改正 平成22年4月27日
改正 平成23年4月26日
改正 平成25年5月14日
改正 平成26年4月23日
改正 平成27年4月22日
改正 平成29年5月10日
改正 平成31年4月24日
改正 令和2年4月30日
改正 令和5年4月7日
改正 令和6年4月8日
改正 令和7年5月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区立学校の教科用図書採択に関する規則（教育委員会規則第17号。以下「規則」という。）に基づき、教科用図書採択事務に関する必要な事項を定める。

(採択の時期)

第2条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行う。

(選定委員会の構成等)

第3条 選定委員会の委員は10人以内とし、教育長が指名する。

- 2 選定委員会には、委員の中から委員長及び副委員長を置くことができる。
- 3 選定委員会には、必要に応じて教育委員会事務局職員の出席を求めることができる。

(調査部会の構成等)

第4条 教科用図書調査部会及び特別支援学級教科用図書調査部会（以下「各部会」という。）の部会長は、校長または副校長の中から教育長が指名する

- 2 各部会の部会員は、副校長・主幹教諭・主任教諭の中から教育長が指名する。ただし特

に必要と認める場合は、教諭等の中から指名することができる。

3 各部会には、部会長以外の部会員の中から、副部会長を置くことができる。

(委員及び部会員の除外)

第5条 規則第5条による利害関係者は次のとおりとする。

- 一 教科用図書発行会社の役員及び従業員、並びにその配偶者
- 二 顧問、参与、嘱託等のいかなる名称によるかを問わず、事実上教科用図書発行会社の運営に重要な影響力を有している者
- 三 教科用図書及び教師用指導書の著作者・編集者
- 四 教科用図書の供給事業を行う者及びその従業員

(教科用図書調査・選定項目)

第6条 教科用図書の調査・選定にあたっては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、豊島区の教育目標、豊島区教育ビジョン2025及び地域の実情等とともに児童・生徒の分りやすさ及び基礎基本の確実な習得を助けるものであることを考慮し、次の各号により行う。

- 一 「内容の選択」……………資料の適切さ、内容のとらえ方、学習活動の構成等
 - (1) 資料がよく精選され、かつ新しい情報で正確であり、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないか。
 - (2) ねらいを達成するのにふさわしいものであり、単元、教材、内容のおさえ方、学習のポイントが的確か。
 - (3) 学習活動を進める上で、児童・生徒の発達段階に即し、学びに向かう力を引き出し、生きて働く知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力等を育成する内容が選択されているか。
 - (4) 児童・生徒が考えたり議論したりする等、主体的・対話的で深い学びの手法を取り入れやすい内容であるか。
 - (5) 全ての学習の基盤となる言語能力や情報活用能力等の育成が図られる内容であるか。
 - (6) 豊島区の地域の実態と合致した内容か。
- 二 「構成上の工夫」……………系統性、関連性、発達段階、分量精粗の程度、表現等
 - (1) 単元、教材等の系統性については適切か。
 - (2) 各学年の発達段階を考慮して教材配列や構成に工夫がなされているか。
 - (3) 単元、教材等の内容の精粗の別はどうか。
 - (4) 文字、語句、語法、文体、記号、図表、写真等の一貫性及び明確さ等は適切か。
- 三 「その他(使用上の便宜)」……………ICT機器を活用した学習活動への対応、自主的学習・学習習慣の確立への対応、全体の内容と構成、印刷・製本技術等

(一般図書調査・選定基準)

第7条 特別支援学級教科用の一般図書の調査、選定(審査)にあたっては、教科用図書を

使用できない理由を明確にするとともに次の各号により行う。

- 一 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- 二 系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書であること(特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でない)。
- 三 上学年で使用することとなっている教科用図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書との系統性にも配慮すること。
- 四 教科用として使用する上で適切な体裁の図書であること（コンパクトディスク、ジグソーパズル型、切り絵工作型等図書としての体裁を為していないものは適切でない)。
- 五 文部科学省から示される基準価格を大幅に超えないこと。

(教科用図書調査資料・選定資料)

- 第8条 規則第4条第1項による選定資料は、別記第1号様式、第2号様式により作成する。
- 2 規則第4条第2項第2号、同条第3項第2号による調査資料は、別記第3号様式、同第4号様式により作成する。
 - 3 教科用図書及び一般図書を調査・選定（審査）する場合は、その理由を記入しなければならない。
 - 4 調査研究及び選定（審査）作業にあたり、作成・使用した関係資料は、採択の公正を保つため、外部に漏れないように管理しなければならない。

(教科用図書見本本展示会)

- 第9条 教科用図書選定の調査・研究のために教科用図書見本本展示会（以下「展示会」という。）を開催する。
- 2 展示会会場は豊島区立教育センターとし、各委員及び部会員は期間内に閲覧する。
 - 3 展示会の開催期間は、6月1日から7月31日までの間で別に定める。
 - 4 展示会において、意見等の把握に努めること。

(公正確保)

- 第10条 選定委員会委員及び各部会の部会員は、適正かつ公平な教科用図書採択を行うため、教科用図書調査研究選定に関して知り得た事項を、8月31日までは漏らしてはならない。また、職務に関わるいかなる便宜供与も受けてはならない。

(事務局)

- 第11条 採択事務の事務局は、指導課に置く。

(その他)

- 第12条 この要綱で定めるもののほか、年度ごとに必要な事項は別途定める。

(付 則)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 16 年 4 月 27 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 17 年 4 月 28 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 19 年 5 月 22 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 20 年 4 月 21 日から施行する。

(付 則)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 27 日から施行する。

2 この要綱は、豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程（平成 17 年豊島区教育委員会訓令甲第 9 号）第 3 条及び第 4 条の規定により、教育指導課長の決定区分とする。

3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の豊島区立学校教科用図書採択事務要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区立学校教科用図書採択事務要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(付 則)

この要綱は、平成 21 年 5 月 14 日から施行する。

(付 則)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 27 日から施行する。

2 この要綱は、豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程（平成 17 年豊島区教育委員会訓令甲第 9 号）第 3 条及び第 4 条の規定により、教育長の決定区分とする。

3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の豊島区立学校教科用図書採択事務要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区立学校教科用図書採択事務要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(付 則)

この要綱は、平成 23 年 4 月 26 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 25 年 5 月 14 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 23 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 24 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和 5 年 4 月 7 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。

(付 則)

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。